

前文 規格大量生産型工業社会から、多様性と創造性のある
知価社会へ（憲法に記入）

06.10.23

堺屋太一

1. 「明治近代国家」を越えて
明治以来の日本の発想を越えて、新しい日本の形を求めよう。
2. 自治体は住民の権利と責任
自治体の破綻は住民の不動産価格の低下で責任を強要される。
3. 租税の分類 国税、調整税（共通税）、地方税とする。
〔共通税は税項目で作るべきである。
対象は特定自治的に集中的に入る税目を主とした、
例えば、高所得者の累進分の1/2など〕
4. 地域間調整は自治体の話し合いにする → 調整(共通)税の配分
徴税は国税、地方税、社会保険など一元的徴収を明確にする。
5. 自治体が自由に採用できる施策の範囲を拡大する。
例えば、寄附獲得の手法を自由化し、拡大する。
職員採用の自由化、保証内容の自由決定を拡げる。
6. 競争的自治体運営
国の権限は、限定的に列挙する。それ以外は国の介入を避ける。
7. 地方公務員はポリティカル・アプインティを増やし、回転ドア的にする。
8. 大都市貧民街の問題をはっきりする必要がある。
9. 地方自治体の委託職員(名誉役員)制度を拡げる（地域の相談世話役制度）。